

米子工業高等専門学校振興協力会会則

(名称)

第 1 条 この会は、米子工業高等専門学校振興協力会という。

(目 的)

第 2 条 この会は、米子工業高等専門学校の振興発展に協力するとともに、地域の文化、学術の発展に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 この会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 米子工業高等専門学校と会員との交流促進
- (2) 米子工業高等専門学校の振興発展への協力体制の樹立及び実行
- (3) その他目的達成に必要な事業

(組織及び会員)

第 4 条 この会は、次に掲げる会員により組織する。

- (1) 本会の主旨に賛同する者
- (2) 行政代表者

(顧問)

第 5 条 この会に顧問を置き、米子工業高等専門学校長及び、本会に貢献のあった者をもって充てる。

(役員)

第 6 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名 以内
- (3) 理事 20 名以内
- (4) 監事 2 名

2 理事及び監事は総会において選出し、会長、副会長は理事の互選により決定する。

3 役員の任期は 3 年とする。ただし、再任はさまたげない。

(事務局)

第 7 条 この会の事務局は、会長と米子工業高等専門学校長との協議により決定する。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局長は会長が指名し、この会の庶務をつかさどる。

(役員の職務)

第 8 条 会長は会務を総理し、この会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職を代行する。

3 理事は会務の執行上必要な事項を審議し、運営に当たる。

4 監事は会計事務を監査する。

(会議)

第 9 条 この会の会議は、総会と役員会とし、必要の都度会長が招集し、

会議の議長となる。

2 議事は出席者の過半数によって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会)

第 10 条 総会は会員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) その他本会運営に関する重要事項

(役員会)

第 11 条 役員会は役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決を要しない会務に関する事項

(会計)

第 12 条 本会の経費は会費及び事業に伴う臨時経費、その他の収入をもって充てる。

2 会費は年 30,000 円とし、年度当初、事務局に一括納入するものとする。また、事業に伴う臨時会費は、必要に応じ実費を徴収するものとする。

3 年度途中の入会の場合の会費は以下の通りとする、また既納の会費は返戻しない。

①4 月～9 月加入	30,000 円
②10 月～12 月	15,000 円
③翌年 1 月～3 月	0 円

(事業年度)

第 13 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

附 則

1 本会の設立当初の役員就任については、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず発起人会に置いてこれを定め、設立総会において承認を得るものとし、役員の任期は平成 9 年度の第 1 回総会までとする。

2 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は第 13 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 8 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この会則は、平成 14 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 16 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 7 年 7 月 31 日から施行する。